Keiei Roumu

シナジー経営社会保険労務士法人 / シナジー経営株式会社 910-0804 福井県福井市高木中央 2 丁目 701 ウイング高木 2F vol. 213 2025 10月号

「競合にフォーカスしていると、競合が何かをするまで待たなくてはならない。顧客志向であれば、もっと先駆的になれる。」(Amazon.com共同創設者 ジェフ・ベゾス氏)

「顧客志向の戦略が顧客ニーズを先読みし、先駆的で優位な立場を築くことが可能である。 競合にフォーカスしすぎず、顧客志向で自社の独自ブランドを構築していく。」

今月の言葉





最低賃金 福井県は 69円引上げへ



全国平均1,121円へ

全国の地域別最低賃金の全国加重平均は1,121円となり、66円引上げで過去最大でした。全47都道府県で最低賃金が1,000円を超え、39県で目安額を上回る引上げ額になりました。福井県は984円から69円アップの【1,053円】です。

今後の見通し

政府は、「2020年代中に最低賃金 全国平均1,500円」という目標を 掲げています。現在の上昇ペース が続いていくと、1500円は届かな いにしろ、5年後には全国平均が 1,350円前後になる可能性があ ります。

求められる対応

10月上旬(福井県は10月8日)から最低賃金額は改定されます。これに伴い、給与計算の基礎単価や時間給の設定を見直す必要があります。また上記により昇給がある場合、労働条件が変わるため雇用契約書を結びなおす必要があります。

最低賃金の求め方

【月給制の場合】

福井県で働くAさんの賃金をもとに計算すると…

1日の労働時間

…8時間

年間労働日数

···250日 福井県の最低賃金

…1,053円

基本給150,000 円職務手当30,000 円通勤手当5,000 円時間外手当35,000 円合計220,000 円

①最低賃金の計算に当てはまらない賃金は除きます 220,000円-(5,000円+35,000円)=180,000円

②時間額に換算して、最低賃金と比較します (180,000円×12ヶ月)÷(250日×8時間)=1,080円

> 1080円>1,053円 Aさんは福井県の最低賃金を上回っています。

最低賃金の計算に当てはまらない賃金

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

異例づくしとなった最低賃金の改定

最低賃金の種類と改定時期

賃金額は本来、労使で自由に決めることがで きるものですが、「最低賃金 | として企業が従業 員に最低限支払うべき額が定められています。

この最低賃金には、都道府県ごとに定められ た 「地域別最低賃金 | と、特定の産業に従事す る労働者を対象に定められた 「特定(産業別) 最低賃金 | の2種類があり、「地域別最低賃金 | は、例年10月頃に効力が発生(発効)すること とされていました。しかし、2025年度について は、発効日を見ると11月や12月の発効、さらに は2026年3月発効の県も出てきており、異例 の事態になっています。

| 2025年度の地域別最低賃金

厚生労働省は地域別最低賃金額の改定の 目安額を都道府県ごとにA~Cランクに分けて 示しています。

2025年度に示された目安額はAランク63 円、Bランク63円、Cランク64円とされていま したが、都道府県労働局での審議の結果、地域 別最低賃金が相対的に低い県を中心に、大幅 な引上げがされることになりました。なお、地域 別最低賃金額と発効日は官報に公示されて正 式な決定となります。昨年以上の大幅な引上げ となっていますので、早めに、助成金制度の活用 などの対策を検討するとよいでしょう。

2025年度の地域別最低賃金(単位:円)

都道府県		最低賃金時間額		п <i>т</i>	コレカ石	整热在日日
		改定前	改定後	目安	引上額	発効年月日
北海道		1,010	1,075	В	65	2025年10月4日
青	森	953	1,029	С	76	2025年11月21日
岩	手	952	1,031	С	79	2025年12月1日
宮	城	973	1,038	В	65	2025年10月4日
秋	田	951	1,031	С	80	2026年3月31日
山	形	955	1,032	С	77	2025年12月23日
福	島	955	1,033	В	78	2026年1月1日
茨	城	1,005	1,074	В	69	2025年10月12日
栃	木	1,004	1,068	В	64	2025年10月1日
群	馬	985	1,063	В	78	2026年3月1日
埼	玉	1,078	1,141	Α	63	2025年11月1日
千	葉	1,076	1,140	Α	64	2025年10月3日
東	京	1,163	1,226	Α	63	2025年10月3日
神系	川系	1,162	1,225	A	63	2025年10月4日
新	澙	985	1,050	В	65	2025年10月2日
富	山	998	1,062	В	64	2025年10月12日
石	Ш	984	1,054	В	70	2025年10月8日
福	井	984	1,053	В	69	2025年10月8日
山	梨	988	1,052	В	64	2025年12月1日
長	野	998	1,061	В	63	2025年10月3日
岐	阜	1,001	1,065	В	64	2025年10月18日
静	岡	1,034	1,097	В	63	2025年11月1日
愛	知	1,077	1,140	Α	63	2025年10月18日
Ξ	重	1,023	1,087	В	64	2025年11月21日

都道府県		最低賃金	è時間額	目安	引上額	発効年月日	
		改定前	改定後	日女 기上額		光初平万口	
滋	賀	1,017	1,080	В	63	2025年10月5日	
京	都	1,058	1,122	В	64	2025年11月21日	
大	阪	1,114	1,177	A	63	2025年10月16日	
兵	庫	1,052	1,116	В	64	2025年10月4日	
奈	良	986	1,051	В	65	2025年11月16日	
和哥	次山	980	1,045	В	65	2025年11月1日	
鳥	取	957	1,030	С	73	2025年10月4日	
島	根	962	1,033	В	71	2025年11月17日	
岡	山	982	1,047	В	65	2025年12月1日	
広	島	1,020	1,085	В	65	2025年11月1日	
山		979	1,043	В	64	2025年10月16日	
徳	島	980	1,046	В	66	2026年1月1日	
香	Ш	970	1,036	В	66	2025年10月18日	
愛	媛	956	1,033	В	77	2025年12月1日	
高	知	952	1,023	С	71	2025年12月1日	
福	岡	992	1,057	В	65	2025年11月16日	
佐	賀	956	1,030	С	74	2025年11月21日	
長	崎	953	1,031	С	78	2025年12月1日	
熊	本	952	1,034	С	82	2026年1月1日	
大	分	954	1,035	С	81	2026年1月1日	
宮	崎	952	1,023	С	71	2025年11月16日	
鹿児	己島	953	1,026	С	73	2025年11月1日	
沖	縄	952	1,023	С	71	2025年12月1日	

※2025年9月5日時点の答申状況です。

変更となる19歳以上23歳未満の 健康保険の被扶養者要件

健康保険では、被保険者である従業員が病気やけがをしたとき、亡くなったとき、出産したときに 保険給付が行われます。また、一定の要件を満たした従業員の家族(被扶養者に限る)の病気・ けが・死亡・出産についても保険給付が行われます。今回、10月から扶養の認定を受けることが できる家族の要件の一部が変更になることから、以下ではその変更点を確認します。

変更の背景

2025 年度の税制改正では、現下の厳しい人 手不足の状況における就業調整対策等の観点 から、19歳以上23歳未満の親族等を扶養す る場合の特定扶養控除の要件の見直し等が行 われました。

これを踏まえ、健康保険の被扶養者としての 認定を受ける家族が19歳以上23歳未満であ る場合の年間の収入要件についても税制改正 に合わせる形で変更されることになりました。

年間の収入要件の変更内容

家族が被扶養者となる要件の一つに、年間 の収入要件があります。2025年9月30日まで は、年間の収入が130万円未満(60歳以上ま たは一定の障害者は180万円未満)が要件です。 この130万円未満という要件について、扶養

の認定を受ける日が2025年10月1日以降で あり、扶養の認定を受ける家族が19歳以上23 歳未満の場合は、150万円未満に変更されま す。

なお、ここでいう「家族」には、19歳以上23 歳未満である従業員の配偶者は含まれません。 また、年間の収入要件以外の要件に変更はあ りません。

年齢要件の判定

変更となる [19歳以上23歳未満]という年 齢は、扶養の認定を受ける日が属する年の12 月31日時点の年齢で判定されます。

例えば、扶養の認定を受ける家族が2026 年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、 2026年(1月1日~12月31日の暦年)におけ る年間の収入要件は150万円未満となります。 反対に、2026年11月に23歳の誕生日を迎え る場合には、2026年(1月1日~12月31日の 暦年)における年間の収入要件は130万円未 満となります。

年齢の判定は民法の期間に関する規定を準 用することとされており、年齢は誕生日の前日 において加算されます。そのため、1月1日が誕 生日の人は、12月31日に年齢が加算されるこ とに注意が必要です。

所得税は一定の通勤手当や食事手当が非課税扱いとなるといった取扱いがありますが、健康保険の収入 にはこれらも含めることになります。このように所得税と社会保険(健康保険)では、取扱いに細かな違い があるため、従業員が誤った認識を持たないように通知文を出すなど注意喚起が必要になります。

産業医の役割とは

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、

社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で分かりやすくお伝えします。



貴社では、本社の従業員数が50人以上のため、産業医を選任されていると思いますが、 今日は、その産業医の役割について確認しておきたいと思います。





産業医には衛生委員会に参加して意見をもらったり、職場巡視を行ったりしてもらってい



はい。従業員の健康管理等のために必要な権限を産業医に与えることになっています。 例えば、産業医が、従業員の健康管理等を実施するために必要な情報をその従業員から 収集すること、従業員の健康を確保するため緊急の必要がある場合、従業員に対して必 要な措置をとるべきことを会社に指示することがあります。



従業員の健康を管理していく役割があるのですね。

ますが、それ以外にもあるということですか。

そうですね。そのため、会社は必要な情報を産業医に提供しなければなりません。具体的 に提供する情報は以下になります。



- ・ 健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックに基づく面接指導実 施後の講じた措置または講じようとする措置
- ・ 時間外・休日労働時間が月80時間を超えた従業員の氏名・その従業員の超えた時 間に関する情報
- ・従業員の業務に関する情報であって産業医が従業員の健康管理等を適切に行うた。 めに必要と認めるもの



会社はこれらの情報を産業医に伝えなければいけないということですね。

時間外・休日労働時間に関する情報については、総務の定例業務として、連絡が行くよ うにした方がよいですね。月80時間を超える従業員がいなかったのであれば、いなかっ た旨の連絡した方がよいのでしょうか?



そうですね。該当者がいなかったのか、連絡を忘れたのかの判断できないため、いなかっ た旨の連絡をした方が良いですね。この他、従業員に対して会社がやらなければならな いこととして、産業医の具体的な業務内容や健康相談の申出方法等の周知があります。



産業医がいることは従業員に案内していますが、もっと具体的に知らせる必要があると いうことですか。



はい。例えば 周知すべき内容をA4サイズ1枚で掲示できるようにするとよいですね。

さっそく作成してみます。

ONE **POINT**

- ① 会社は産業医に対して、時間外・休日労働時間が月80時間を超えた従業員の氏名・そ の従業員の超えた時間に関する情報等、必要な情報を提供しなければならない。
- ② 会社は従業員に対して、産業医の業務内容等、周知する必要がある。

10月1日より創設される 教育訓練休暇給付金

2025年10月1日より雇用保険の教育訓練休暇給付金の制度が新たに始まります。以下ではそ の概要を解説します。

教育訓練休暇給付金とは

教育訓練休暇給付金は、従業員が離職する ことなく教育訓練に専念するため、自発的に休 暇を取得して仕事から離れる場合に、基本手当 に相当する給付として賃金の一定割合を支給 するもので、訓練・休暇期間中の生活費を保障 することを目的とした制度です。

この教育訓練休暇給付金の支給対象となる 休暇は、以下の①~③のすべての要件を満た したものです。

- ① 就業規則等に規定された休暇制度に基づく 休暇
- ② 従業員本人が教育訓練を受講するため自発 的に取得することを希望し、会社の承認を 得て取得する30日以上の無給の休暇
- ③ 次に定める教育訓練等を受けるための休暇
 - 学校教育法に基づく大学、大学院、短大、 専修学校または各種学校が提供する教 育訓練等
 - 教育訓練給付金の指定講座を有する法 人等が提供する教育訓練等
 - ・ 職業に関する教育訓練として職業安定 局長が定めるもの(語学留学など)

給付金の対象となる従業員

支給対象となる従業員は、休暇開始前2年 間に12ヶ月以上の雇用保険の被保険者期間 があり、休暇開始前に5年以上、雇用保険に加 入していた期間がある人です。なお、過去に基本 手当等を受給していた場合、通算できない期間 が生じる等の注意点があります。

給付額と給付日数

給付額は基本手当に相当するものであり、原 則として休暇開始日前6ヶ月の賃金に応じて算 定される賃金日額を基に、給付日額が算定され ます。その上で、給付日額に、休暇日数を乗じて 給付額が算出されます。休暇日数の上限は、雇 用保険に加入していた期間に応じて、以下の日 数になります。

加入期間	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	180日

活用事例

厚生労働省発行のリーフレット「教育訓練休 暇給付金のご案内 | では、以下のものが活用例 として紹介されています。

- 外国企業とのコミュニケーションが必要と なる部署への異動を想定し、語学の習得 に専念するため教育訓練休暇を取得し、そ の際に教育訓練休暇給付金を活用する
- IT企業で勤務している労働者が、上位資 格の取得のため、教育訓練休暇を取得し、 その際に教育訓練休暇給付金を活用する

教育訓練休暇給付金は、会社に教育訓練休暇の制度が設けられていることが前提となります。従業員 が制度を利用したいと申し出る可能性があるため、制度の内容と、自社の制度として創設するかを検討し ておきましょう。

2025年の産業別賃金引き上げ 状況

ここでは今年7月に発表された調査結果*から、2025年の賃金引き上げ状況を産業別にみていきます。

賃上げ実施割合は5割弱

上記調査結果から、今年1~6月に賃金引き 上げを実施した事業所の割合をまとめると、表1 のとおりです。

2025年の産業計をみると、49.2%が6月までに賃金引き上げを実施しています。また各産業で、17~30%程度が、7月以降に賃金改定を実施する予定と回答しており、賃金を引き上げる事業所は、さらに増えるものと思われます。

【表1】1~6月に賃金引き上げを実施した割合(%)

	2024年	2025年
産業計	42.8	49.2
製造業	44.7	54.2
卸売業, 小売業	41.1	45.6
学術研究, 専門・技術サービス業	50.6	54.1
宿泊業,飲食サービス業	31.2	37.4
生活関連サービス業, 娯楽業	30.3	36.8
他に分類されないサービス業	40.9	52.6

厚生労働省「令和7年賃金改定状況調査結果」より作成

賃金改定率は5%弱

次に、賃金引き上げ実施事業所における平均賃金改定率をまとめると、表2のとおりです。

2025年の産業計は4.7%で、前年より0.1ポイント増加しました。産業別では生活関連サービス業,娯楽業が5.9%で最も高くなっています。卸売業,小売業や学術研究,専門・技術サービス業のように、前年の改定率を下回る産業もあります。

【表2】賃金引き上げ実施事業所の平均賃金改定率(%)

2024年	2025年
4.6	4.7
4.3	5.0
5.0	4.8
4.5	4.0
4.7	4.7
5.3	5.9
4.5	5.4
	4.6 4.3 5.0 4.5 4.7 5.3

厚生労働省「令和7年賃金改定状況調査結果」より作成

賃金上昇率は2.3%に

一般労働者の賃金上昇率を産業別にまとめると、表3のとおりです。

2025年の産業計は2.3%で、前年より0.2ポイント増加しました。産業別では宿泊業,飲食サービス業と他に分類されないサービス業が2.9%で最も高い状況です。

【表3】産業別一般労働者の賃金上昇率(%)

I be a limit of the limit of th				
	2024年	2025年		
産業計	2.1	2.3		
製造業	2.1	1.9		
卸売業,小売業	1.9	2.8		
学術研究,専門・技術サービス業	1.8	1.4		
宿泊業,飲食サービス業	2.1	2.9		
生活関連サービス業,娯楽業	1.6	-0.5		
他に分類されないサービス業	2.3	2.9		

厚生労働省「令和7年賃金改定状況調査結果」より作成

地域別最低賃金の改定により、今後もさらなる賃上げが求められる企業もあるでしょう。来年はどのような結果になるでしょうか。

※厚生労働省「令和7年賃全改定状況調査結果」

常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、層化無作為抽出により選定した 16,486 事業所を対象にした調査です。詳細は次の URL のページから確認いただけます。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59745.html

企業のクラウドサービス利用状況

ここでは今年5月に発表された調査結果*から、企業におけるクラウドサービス(以下、サービス) の利用状況をみていきます。

利用している企業は8割に

上記調査結果によると、サービスを利用している企業は、全社的な利用が52.9%、一部の事業所または部門での利用が27.5%で、全体の8割が利用しているという状況です。

利用しているサービスと効果

利用しているサービスをまとめると、表1のとおりです。

【表1】利用しているクラウドサービス(複数回答、%)

ファイル保管・データ共有	70.8
社内情報共有・ポータル	57.5
電子メール	56.7
給与、財務会計、人事	52.0
スケジュール共有	51.0
データバックアップ	43.6
取引先との情報共有	24.5
eラーニング	22.6
営業支援	20.7
プロジェクト管理	19.4
受注販売	15.7
システム開発、Webサイト構築	15.2
認証システム	13.6
購買	13.5
生産管理、物流管理、店舗管理	12.9
課金・決済システム	12.0
研究・開発関係	4.9
その他	7.3

総務省 「令和6年通信利用動向調査企業編」より作成

ファイル保管・データ共有が70.8%で最も高くなりました。その他、社内情報共有・ポータ

ル、電子メールなども50%を超えました。

利用している理由では、場所、機器を選ばずに利用できるからが50.1%で最も高く、資産、保守体制を社内に持つ必要がないからや、安定運用、可用性が高くなるから、災害時のバックアップとして利用できるからが40%を超えています。

サービス利用による効果は、非常に効果があったが33.3%、ある程度効果があったが54.0%となっています。

労働生産性への影響

サービス利用の有無別に、企業の労働生産性を比較すると、表2のとおりです。

【表2】利用の有無別労働生産性比較(万円)

	利用あり	利用なし	差額
全体	744	495	249
建設業	895	766	129
製造業	710	579	131
運輸業・郵便業	658	493	165
卸売・小売業	834	621	213
金融・保険業	2,148	1,125	1,023
不動産業	2,142	1,249	893
情報通信業	984	616	368
サービス業、その他	511	301	210

総務省「令和6年通信利用動向調査企業編」より作成

すべての産業で、サービス利用あり企業の方が、労働生産性が高くなりました。自社のニーズにあったサービスの利用は、労働生産性の向上に寄与する可能性が高いものと思われます。

※総務省「令和6年通信利用動向調査企業編」

常用雇用者が 100 人以上の 6,040 企業を対象にした、2024 年 8 月末時点の状況に関する調査です。ここでの労働生産性は、(営業利益+人件費+減価償却費) ÷従業者数で求めています。データの詳細は次の URL のページから確認いただけます。

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001228430&cycle=0

今月のお知らせ

社会保険 標準報酬月額 の変更

算定基礎により決定した標準報酬月額が9月分社会保険料より適用されます。 令和7年7月、令和7年8月、令和7年9月に月額変更のあった方は、算定基礎では なく、月額変更により決定された等級が優先となります。

年次有給休暇の 付与と、 有休管理簿 4月に入社された方は、今月より有給休暇が発生します。

※付与日数や年次有給休暇に関するQ&Aはコチラでご確認下さい ☞ また2019年4月より年次有給休暇の管理簿が義務化されています。 休暇を与えた期間とその後3年間にわたって保存し続ける必要があります。



「全国労働衛生週間」 10月に実施 厚生労働省は、10月1日(水)~7日(火)まで、「全国労働衛生週間」を実施します。 今年のスローガンは

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」です。 ワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、メンタルヘルス対策を点検し、 健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。 新しい趣味がひとつ増えました! 最近ミラーレス一眼カメラを購入し、風景や食べ物などの撮影が休みの日の楽しみです。 カメラ屋さんおすすめの多機能モデルなのですが、まだまだ全然使いこなせず…(笑)。 これまで趣味は広く浅くのタイプでしたが、 今回は長く続けられる趣味に育てていきます!!

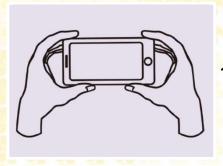
Kさん

最近、プライベートで横浜に出かけたときに、まさかの出来事がありました。なんと、20年ほど前に留学先で友達になった人と、エスカレーターですれ違ったのです。私は全然気付かなかったのですが、向こうから「ひでー!!(私の下の名前)」と声をかけてくれてビックリ。よく覚えていてくれたなと感心しつつ話していたら、ふと横を見るとどこかで見覚えのある顔…。えっ、あの時の同じクラスの子と結婚したの?!



編集後記!!

●●な 体験しました!



感動や挑戦など スタッフが体験した出来事について、 赤裸々に書いております。 写真・イラストとともに ぜひお楽しみください!!





ディズニープラスで配信されているドラマ「ガンニバル」を一気見しました。人喰い村に駐在として派遣された警察官とその一家が、村の異常性に飲み込まれていく…というストーリー。とにかく登場人物が皆、狂気で満ち溢れていて見ごたえ抜群。駐在役で主演の柳楽優弥さんもいい意味でぶっ飛んでいて、ハマり役でした。あまりに面白かったので、余韻に浸っています。グロテスクなシーンも多いので、苦手な方は注意です。

夏前の話ですが、川床を初めて体験しました。 渓谷にある川床だったので、周りは木々が生い茂り、新緑を眺めながらくつろげました。 時期によるかもしれませんが、涼しくて、 思ったより虫も少なく、居眠りできそうなく らい居心地が良かったです。紅葉の時期に 行ったらまた格別にきれいでしょうから、機 会があれば行きたいですね。

Yさん